

**青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準および乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者に対し児童対象性暴力等の防止を義務付ける規定を追加するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例**

(青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定にもとづき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同

じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)にかかる犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定にもとづき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)にかかる犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第22条第1項中「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士または当該事業実施区域にかかる国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)」を削る。

付 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第2条中青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例第22条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。